

群馬県介護に関する入門的研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「群馬県介護に関する入門的研修」（以下、「入門的研修」という）の実施に当たり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 入門的研修は、介護未経験者が介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるような研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

(対象者)

第3条 企業等で定年退職を予定している者、中高年齢者、子育てが一段落した者のほか、地域住民や学生など、本研修の目的を達成するために適当と認められる者とする。

(実施主体)

第4条 入門的研修の実施主体は、群馬県知事及び市町村長とする。
ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる団体等に委託することができる。

(研修内容等)

第5条 入門的研修の内容及び時間数は、別紙1のとおりとする。
ただし、効果的な研修を行うために必要がある場合には、研修内容を追加することができる。

(研修科目の免除等)

第6条 各市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修の修了者については、別紙2「「介護予防・日常生活総合支援事業のガイドライン」において例示する研修カリキュラムと入門的研修の内容との対照関係」や、各市町村が独自に定める内容や時間数等を踏まえて、実施主体の判断により研修科目の一部を免除することができる。

(受講料)

第7条 研修受講料は無料とする。ただし、教材等の実費相当分については、受講者の負担を求めることができる。

(講師)

第8条 講師は、担当する内容に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとする。

(補講)

第9条 実施主体は、やむを得ない理由により入門的研修の一部を欠席した者に対して、補講を行うことができる。

(修了証明書)

第 10 条 実施主体は、入門的研修を修了した者に対して、修了証明書（様式第 1 号）を交付するものとする。

なお、基礎講座のみ又は入門講座のみの修了者にも修了証を交付することができる。

(研修修了者に対する就職等の支援)

第 11 条 入門的研修修了者については、次に掲げるいずれかのマッチング支援を行わなければならない。なお、マッチング支援に当たっては、介護サービス事業者団体や群馬県福祉マンパワーセンター等と連携し、効果的なマッチング支援に努めるものとする。

- (1) 介護分野での就労やボランティアとしての従事等を希望する者に対する介護保険施設・事業所とのマッチング支援
- (2) ハローワークや群馬県福祉マンパワーセンター等への求職登録案内
- (3) 介護福祉士等届出制度の周知及び届出案内
- (4) 介護に関するボランティア等の周知及び登録案内
- (5) その他、介護人材の参入促進に資する制度等の周知

(書類の管理)

第 12 条 実施主体は、介護に関する入門的研修修了者名簿（様式第 2 号）により、研修修了者の情報を適切に管理しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、入門的研修の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。